

第11回 トラック輸送における 取引環境・労働時間改善千葉県協議会

トラック輸送における取引環境・
労働時間改善千葉県協議会 事務局

目次

1. 令和元年度、2年度の事務局の取組
 - 1-1. 標準的な運賃の周知に向けた取組
 - 1-2. 「ホワイト物流」推進運動の周知に向けた取組
 - 1-3. トラック運転者の長時間労働改善に向けた取組
2. 今後の地方協議会としての取組方針について
3. 新型コロナウイルス感染症に関する事務局の取組
4. その他の取組

第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 (資料2)

令和2年10月7日に第11回トラック運送業の生産性向上協議会と合同で開催
以下の議題に沿って協議が行われた。

1. 「最近のトラック運送事業に関する取組みについて」
2. 「周知・要請事項について」
3. 「本協議会における今後の取組みについて」

協議会の中で標準的な運賃の告示、「ホワイト物流」推進運動について、深く周知を進めていくことが今後の課題として示された。

QRコード

資料・議事録等Webサイト



標準的な運賃について(令和2年4月24日告示、資料3)

経緯

令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定される。
この限度時間を適用してトラック運転者の労働条件を改善し、トラック運送業の機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守しつつも持続的に事業を行っていくために参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられた

標準的な運賃の算出方法

- ①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価
- ②適正な原価に適正な利潤を加えたもの

適正な原価の算定に当たっては、次の点を前提としている。

- ①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること
- ②コンプライアンスを確保できることを前提

【参考】標準的な運賃表(関東運輸局管内)

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,070	10,360	13,430	17,280

II 時間制運賃表

(単位：円)

種 別	車種別 局 別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
		北海道	31,100	37,260	48,530
東北	29,970	36,050	47,170	59,670	
関東	39,060	45,790	57,900	72,440	
北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470	
中部	35,710	42,130	53,700	67,370	
近畿	35,580	42,040	53,710	67,430	
中国	32,420	38,640	49,950	62,950	
四国	30,700	36,800	47,960	60,590	
九州	30,890	36,980	48,060	60,680	
沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880	
北海道	18,660	22,360	29,120	36,780	
東北	17,980	21,630	28,300	35,800	
関東	23,440	27,470	34,740	43,460	
北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880	
中部	21,430	25,280	32,220	40,420	
近畿	21,350	25,220	32,230	40,460	
中国	19,450	23,180	29,970	37,770	
四国	18,420	22,080	28,780	36,350	
九州	18,530	22,190	28,840	36,410	
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130	
北海道	280	340	510	710	
東北	280	340	510	710	
関東	280	340	510	720	
北陸信越	280	340	510	710	
中部	280	340	510	710	
近畿	280	340	510	710	
中国	280	340	510	710	
四国	280	340	510	710	
九州	280	340	510	710	
沖縄	280	340	510	710	
北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
九州	2,840	2,980	3,190	3,770	
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300	

標準的な運賃の周知に向けた取組②

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」にご理解・ご協力をお願いいたします

・千葉県トラック協会

令和2年12月18日、標準的な運賃への協力依頼パンフレットを千葉県内荷主**2067社**へ配布（千葉県を含め、全国では**46000社**へ配布）

・国土交通省、トラック協会

共同で日経新聞に標準的な運賃への協力依頼広告を掲載

エッセンシャルワーカー^{*}として奮闘する トラックドライバーの労働環境改善が必要です。

安定的な輸送を確保するため「標準的な運賃」をご理解ください。

*「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー（労働者）を組み合わせた言葉。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張っております。
しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っております。
こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。
持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



■ 標準的な運賃は、左のQRコードからご覧いただけます。
■ 「トラック 標準的な運賃」で検索して下さい。



標準的な運賃の周知に向けた取組③

・「標準的な運賃」普及セミナー(参考資料:資料4)

令和2年9月10日、10月23日に開催された。

トラック事業者に対して、標準的な運賃の考え方や活用方法等の説明を行った。

2回のセミナーで合計149名が参加した。



【参考】標準的な運賃に係る届出数

千葉県内に主たる事務所を有する事業者：2217者

※霊きゅう自動車のみを使用する事業者を除く

標準的な運賃に係る届出を行った事業者：26者

※千葉運輸支局管轄事業者に限る



届出率が1%程度

届出自体は任意であるが、更なる周知の必要性が高いと考えられる

・「ホワイト物流」推進運動について

トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与することを目的とした取り組み。

「自主行動宣言」を提出することで参加でき、参加した企業は「賛同企業」として公表される。

・賛同企業数(全国)

1177社

(令和3年1月31日現在)



- 「ホワイト物流」推進運動セミナー（国土交通省）

令和2年12月10日、17日にWeb形式でセミナーが開催された。

「ホワイト物流」推進運動に関する説明に加え、国土交通省が実施する取組、賛同企業が実施する取組がそれぞれ紹介された。

資料はWeb上で公開されていて、誰でも閲覧することが可能となっている。

QRコード

プレスリリース

セミナー資料



「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」(令和元年11月8日開催)

千葉県では71社90名が参加した。

○セミナープログラム

・荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明(委託先業者:株式会社富士通総研)
 ガイドラインの内容に沿って、「トラック運転者の労働時間短縮の進め方」と「対応策」について分かり易く説明。

・「ホワイト物流」推進運動について(国土交通省地方運輸局(運輸支局))
 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とした「ホワイト物流」推進運動について説明。

・改正労働基準法のポイントについて(厚生労働省都道府県労働局(労働基準監督署))
 時間外労働の上限規制については、2024年4月1日から自動車運転の業務にも適用されることとなるため、労働基準法の改正内容について、ポイントを絞って説明。



セミナープログラム(予定) ※セミナーは全都道府県で開催します。

- PART 1** 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明
株式会社 富士通総研 コンサルタント
- PART 2** 「ホワイト物流」推進運動について
国土交通省 地方運輸局(運輸支局)
- PART 3** 改正労働基準法のポイントについて
厚生労働省 都道府県労働局(労働基準監督署)

お申し込みの流れ お申し込み期限:各開催日の1週間前まで

FAXでの申し込み 下記FAX申込書の各項目をご記入のうえ、FAX番号03-5401-8419に送信
インターネットでの申し込み 厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の「セミナー申し込み画面」から、申し込みができます。
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/#seminar>



FAX 申込書 以下ご記入頂き、切り取らずそのままFAX送信ください

「個人情報取り扱いについて」に同意のうえ、下記の通り申し込みます。 *個人情報は取扱いせず、厳重に管理いたします。 申込日 月 日

参加希望セミナー(裏面を複製のうえ、○印を記載してください) 複数回のセミナーを申し込める場合は、会場/開催日ごとに、FAXにてお申込みください

茨城 (2019.10.21)	栃木 (2020.1.31)	群馬 (2019.11.19)	埼玉 (2019.12.9)	千葉 (2019.11.8)	東京 (2020.1.20)	東京 (2020.2.7)	神奈川 (2019.10.30)	山梨 (2020.1.24)
貴社名	業種	運送事業者・荷主・その他						
受領者	代表者氏名	代表者メールアドレス						
	代表者フリガナ	代表者電話番号						
	貴社合計ご参加人数	人						

FAX 03-5401-8419 セミナー当日、本用紙をご持参ください

・トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック事業者に対してだけでなく、荷主、国民（消費者）に対しても長時間労働改善に向けた方策・考え方を多角的に公開している。

※サイトの概要については資料5を参照。

QRコード



・千葉労働局の取組

中小企業・小規模事業者に対する支援策として、「働き方改革推進支援センター」を設置した。

労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、ポスト・コロナのような時勢の変化も踏まえながら技術的な相談支援を行う。

また、業種別団体に対しても専門家チームによる支援を行うことにより、効果的・効率的な支援を行う。

トラック運転者の長時間労働改善に向けた取組③

「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

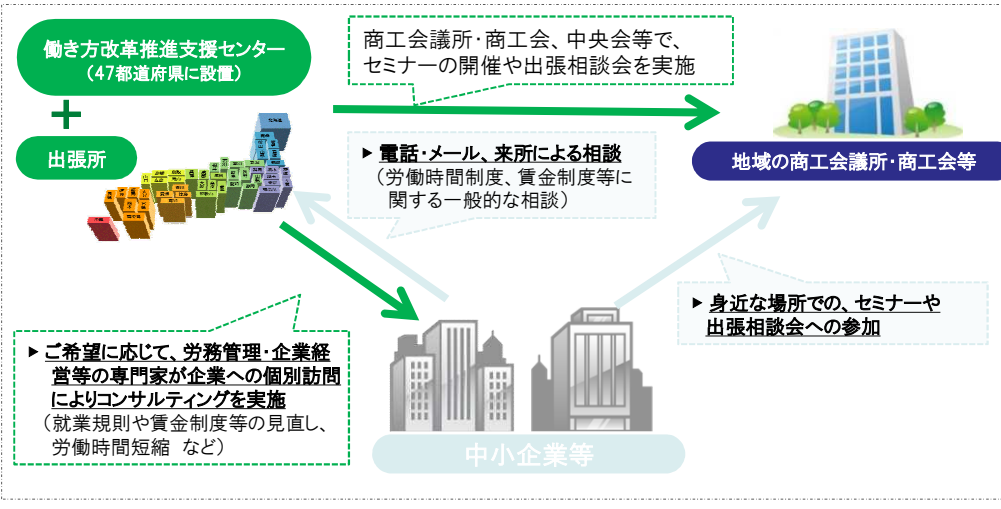
お近くの支援センターや出張所を、是非お気軽にご利用ください。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、以下のようなことを総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金



働き方改革推進支援センター連絡先一覧

名称	住所	電話番号
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森働き方改革推進支援センター	青森市青柳2-2-6	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市仙北2-10-17	0120-664-643
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町1-3-43	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44大町ビル3階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形市番澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市三の丸2丁目2-27 リパティ三の丸 2階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館4階	0120-17-4864
東京働き方改革推進支援センター	新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル1階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神1丁目12番地8号 LEXN B 5階	0120-009-229
働き方改革推進支援センター富山	富山市桜橋通り6番11号 富山フコク生命第2ビル 5階	0800-200-0836
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所1階（ふくいジョブステーション）	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県巨摩郡昭和町河西1232-1 HUCOM 2階	0120-755-455
長野働き方改革推進支援センター	長野市大字中御所字岡田131-10	0800-800-3028
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6丁目12番地 シングザ神田5階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追分町44番地1 静岡産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市中区千種千種通7-25-1 サンライズ千種3階（タスクール内）	0120-006-802
三重働き方改革推進支援センター	津市栄町2丁目209 セキゴン第2ビル2階	0120-111-417
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階 滋賀経済産業協会内	0120-100-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区亀屋町167-1 ディ・ビュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区港島中町6丁目1番地 神戸商工会議所会館9階	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階	0120-731-715
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1-152 SGビル4階	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3丁目1番15号 商工会議所ビル1階	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市吉敷下東1丁目7番37号 アネックス鳳陽B	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5-7 松山商工会館別館1階	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館1階	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡8階	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀市川原町8-27 平和会館1階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5階	0120-04-1124
大分働き方改革推進支援センター	大分市府内町1-4-16 河電ビル202号	0120-450-836
みやぎ働き方改革推進支援センター	宮崎市橋通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0120-975-264
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島市下葉町3-44-18 のみビル2階	0120-221-255

働き方改革推進支援センター トラック運送事業者へのサポート事例

● 働きやすい職場環境づくりのための規則等の整備と管理職の意識改革

「A社」（静岡県／運送業／労働者数31名）

【支援前の状況】

- 働きやすい環境づくりに向けて、下記4点を実施するための専門家のアドバイスが欲しい。
 - ①賃金規程の整備
 - ②就業規則の整備
 - ③研修体制の整備
 - ④管理職の意識改革

【専門家の支援】

- M&Aによる新しい組織づくりを実施しているという事業者の状況を踏まえ、取組の方向性が企業理念の内容に沿ったものであることを確認しながら、少しずつ整備を進めることを助言した。
- 専門家による管理職への面談を行い、働き方改革への対応状況についてヒアリングを実施。その結果を踏まえて、取組を実効性のあるものとするために、管理監督者が率先して、時間外労働の上限規制適用に向けた土台づくりを行うことが重要であることを助言した。

【支援後の効果・声等】

- 上記の助言を踏まえ、直近の目標として、2年後を目途に「高卒者を受け入れられる職場環境づくり」を目指していくことを確認。

改善基準告示の見直しについて

自動車運転者の労働時間等に係る専門委員会の今後の進め方について

検討のスケジュールについて

- ◆ 令和元年11月25日 労働条件分科会 : 「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ◆ 令和元年12月19日 第1回専門委員会 : 議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ◆ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会(※)の開催(計9回)
- ◆ 令和2年6月12日 第2回専門委員会 : 実態調査の方向性について
- ◆ 令和2年8月27日 第3回専門委員会 : 実態調査の概要について、調査票(案)について
- ◆ 令和2年10月5日 第4回専門委員会 : 実態調査の詳細について、調査票(案)について
- ◆ 令和2年10月頃～令和2年12月頃 : 実態調査の実施
- ◆ 令和3年4月～令和4年 : 改善基準告示見直しに向けた議論
 - ・ 業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
 - ・ 令和3年度は、必要に応じて、随時、調査等を実施予定
 - ・ 令和4年12月までに、改善基準告示改正
- ◆ 令和6年4月 : 改善基準告示施行

(※) 実態調査検討会

- ・ハイヤー・タクシー
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
- ・トラック
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
- ・バス
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

(参考) 実態調査の概要について

第3回自動車運転者労働時間等専門委員会資料
(令和2年8月27日)より抜粋

- 改善基準告示の見直しにあたっては、自動車運転者の多様な勤務実態など業務の特性等を踏まえた検討を行う必要があることから、全国の自動車運転者の労働時間等の実態を把握するための調査を実施することとしている。
- 事業者に対して通信調査（書面）、自動車運転者に対し通信調査及びヒアリング調査を、それぞれ実施するもの。

実態調査の種類について

	事業者	自動車運転者
通信調査（書面）	○	○
ヒアリング調査	—	○

通信調査（書面）数の内訳について

	調査対象営業所数	調査対象自動車運転者数	内訳
ハイヤー タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 乗合280(一般路線200、高速80)、 貸切120	1,600人 乗合1,120人(一般路線800人、高速320人)、 貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名

実態調査の流れについて

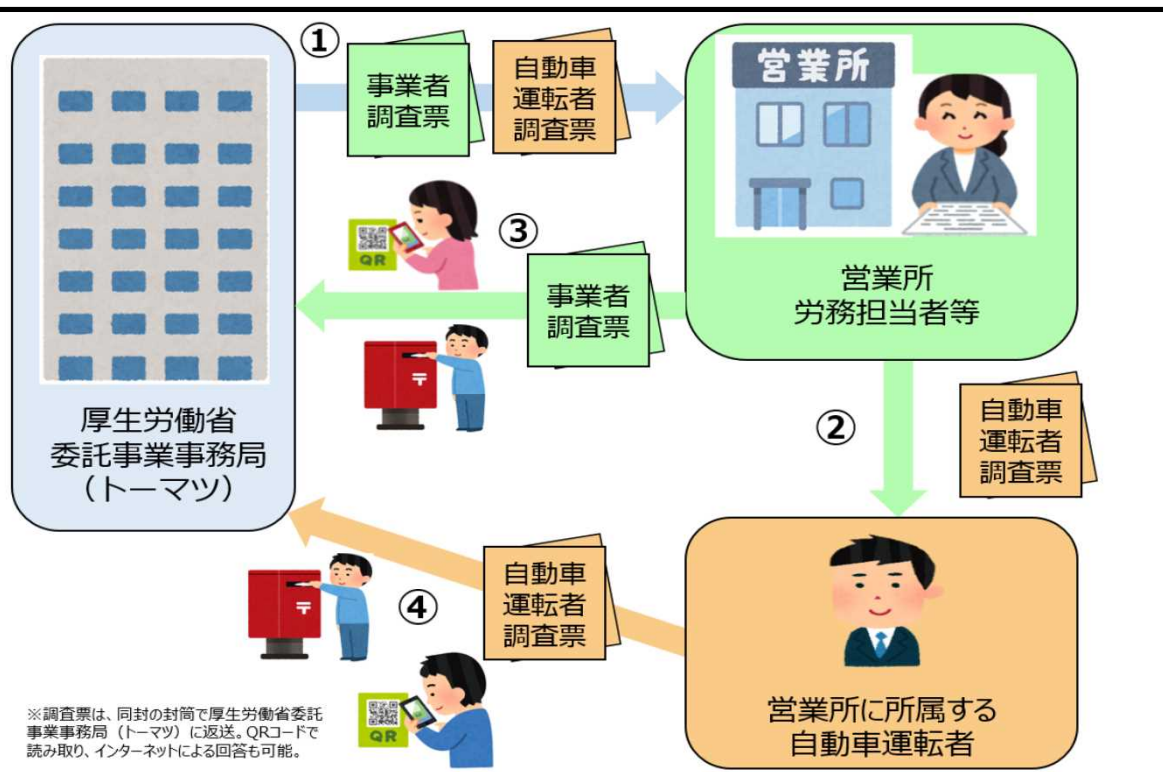
- ① 委託業者から、営業所（※1）の労務担当者等に調査票（※2）、（※3）を送付する。
 （※1） 企業において、最も車両数の多い営業所
 （※2） 事業者調査票と自動車運転者調査票
 （※3） バスについては、本社労務担当者に調査票を送付する

【事業者が行うこと】

- ② 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼する。
 ③ 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入（※4）の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。
 （※4） 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能

【自動車運転者が行うこと】

- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入（※5）し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。（※6）
 （※5） 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
 （※6） ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施する。



ホワイト物流推進運動、標準的な運賃の告示の更なる周知・浸透を図る

更なる周知・浸透に当たっての課題

- ①トラック事業者に対してのみ実施している周知策が多い
- ②千葉県トラック協会の会員以外に対する周知策が少ない

・①について

取引環境の改善のためには、**荷主企業の協力**が必要不可欠であり、様々な媒体を通して荷主企業に協力を依頼していく。

(周知策案)

協議会委員傘下の会員企業に対し、事務局作成の協力依頼文書を配布
(委員各位にはご協力のほどよろしくお願いいたします。)

・②について

事務局で実施している施策はトラック事業者全てを対象としているものの、千葉県トラック協会の会員でない事業者は施策の存在や詳細を知る方法が不足している。

(周知策案)

千葉県トラック協会の会員ではない県内トラック事業者に対して周知文書を配布

・千葉運輸支局

ホームページ上で「新型コロナウイルス感染症対策情報」を公開

・千葉県トラック協会

「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定、ホームページ上で公開

・千葉労働局

ホームページ上で「新型コロナウイルス感染症に対する各種支援策（特別労働相談窓口の設置、各種助成金等）のご案内」の公開

各取組ホームページ(QRコード)

千葉運輸支局



千葉県トラック協会



千葉労働局



・働きやすい職場認証制度について(資料6)

目的

自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として令和2年度より創設された。

職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促すとともに、更なる改善の取組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

[プレス
リリース](#)



申請事業者数

令和2年度はトラック1726社、バス172社、タクシー660社の計2558社が申請し、認証事業者は令和3年5月20日の公表を予定している。

千葉県内ではトラック76社、バス21社、タクシー12社の計109社が申請している。

[Webサイト](#)



- ・輸送の安全を確保するための措置を講じる目安（資料7）

台風等の異常気象時下において、トラックによる貨物の運送を行う場合に輸送の安全を確保するための措置を講じる目安を通達として定めたもの。

安全性が担保できない輸送を荷主から強要された場合の「意見募集窓口」を案内している。

プレス資料



意見募集窓口



荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて(資料8)

令和元年度に特に荷待ち時間が長いとして「**重点取組事項**」に指定されていた「紙・パルプ」「建設資材」「加工食品」について、現状・具体的な取組・今後の方針の3点から解決策を紹介している。

ガイドライン本文(QRコード)

「紙・パルプ」



「建設資材」



「加工食品」



荷主と運送事業者の協力による
取引環境と長時間労働の改善に向けた
ガイドライン



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編

